

調査要領

1. 調査の目的

厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日医政地発0207第1号）に基づき、「2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割」及び「2025年に持つべき医療機能ごとの病床数」を含む個別の医療機関ごとの具体的対応方針を毎年度とりまとめ、その結果を宮城県地域医療構想調整会議（根拠：医療法第30条の14）の協議に活用します。

2. 調査対象医療機関

宮城県保健福祉部医療政策課のホームページ（下記5を参照願います。）から、「具体的対応方針及び非稼働病棟の状況（案）」を御確認いただき下記のいずれかについて、変更・修正・追記の必要がある医療機関が対象となります。変更・修正・追記の必要がない場合は調査対象外となりますので、御回答は不要です。

● 具体的対応方針

- ・2025年に貴医療機関が担う役割
- ・2021年7月1日時点と2025年の病床機能ごとの病床数（昨年度取りまとめた内容を基に、令和2年度病床機能報告結果を反映させたものです）

● 非稼働病棟の状況

- ・病床がすべて稼働していない病棟（診療所）がある場合*の今後の見込み等

※令和2年度病床機能報告において、新たに非稼働病棟（診療所）である旨の報告があった医療機関を含みます。該当する医療機関は「非稼働病棟の状況（案）」において「今後の見込み」列が空欄となっていますので、御確認の上、本照会に必ず御回答願います。

なお、公立・公的医療機関については「非稼働病棟の状況」のみ該当となります。「具体的対応方針」については、別途照会させていただきます。

3. 回答期限

令和3年10月19日（火）まで

4. 回答方法

調査様式を作成の上、県医療政策課まで電子メールまたはファクシミリで送付してください。

※データ整理の都合上、可能な限り、電子メールでの回答に御協力ください。

※様式データ（Excel）は下記5からダウンロードして御使用ください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・具体的対応方針に変更がある場合 | ⇒ 調査様式の「A」を回答 |
| ・非稼働病棟の状況に変更がある場合 | ⇒ 調査様式の「B」を回答 |

5. その他

以下の資料は、宮城県保健福祉部医療政策課のホームページに掲載していますので、御活用ください。

- (1) 具体的対応方針及び非稼働病棟の状況（案）
- (2) 調査要領 ※本紙
- (3) 調査様式

【掲載URL】

「令和3年度地域医療構想調整会議について」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/kousou-ichouseikaigi-r3.html>

【参考】

➤ 「地域医療構想の進め方について」（厚生労働省通知※）のポイント

地域医療構想調整会議の協議事項

※平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

出典：地域医療構想に関するワーキンググループ(第14回) 資料1より抜粋

➤宮城県 web サイト

- (1) 「宮城県地域医療構想」

(URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/tiikiiryokousou.html>)

(県トップページ>組織でさがす>医療政策課>宮城県地域医療構想)

- (2) 「宮城県地域医療構想調整会議について」

(URL : <https://www.pref.miyagi.jp/site/kousou-ichouseikaigi000/>)

(県トップページ>組織でさがす>医療政策課>宮城県地域医療構想調整会議について)

- (3) 「第7次宮城県地域医療計画について」

(URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/rmpindex.html>)

(県トップページ>組織でさがす>医療政策課>地域医療計画)